

令和3年2月2日（火）午後2時

大阪広域水道企業団

泉南水道センター

電 話 072-482-6551（直通）

F A X 072-482-1460

入札金額の誤りに係る減額変更契約について

当企業団が条件付一般競争入札により受注者を決定し、令和2年12月24日に工事請負契約を締結した「配水管布設替工事（泉南イトーピア団地内）跡舗装復旧工事」については、その入札金額と入札時の添付書類である工事費内訳書の金額に相違があることが判明し、下記の通り対応することとしましたので報告いたします。

関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1 入札金額と工事費内訳書の金額に相違のあった工事の概要

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 案件名 | 配水管布設替工事（泉南イトーピア団地内）跡舗装復旧工事 |
| (2) 予定価格（税抜） | 24,360,000円 |
| (3) 最低制限価格（税抜） | 21,560,000円 |
| (4) 入札金額（税抜） | 23,705,000円 |
| (5) 契約金額（税込） | 26,075,500円 |

2 原因

事後審査において入札金額とその工事費内訳書の金額の相違を見落としのまま審査決定し、契約直前に気づいたものの、入札金額は予定価格の範囲内であったこと、また、既に落札決定を業者に連絡していたことから、契約を締結しました。

3 対応状況

工事の契約については、再度の契約手続きを行った場合の工期の遅れが生じること等を勘案し、現契約を継続します。

なお、企業団に損失がないよう受注者と契約金額（税抜）を最低制限価格まで減額変更する旨協議し、同受注者よりこれに応じる旨の回答を得ています。

また、他の応札者で、予定価格以下かつ最低制限価格以上で入札した業者はありませんでした。

4 今後の対応

今後、同様のミスが起きないように、所属におけるチェックリストの項目確認を確実に行う等、事後審査体制の強化を図るとともに入札金額と工事費内訳書の金額の合致を明確に確認できるよう様式を見直し、再発防止を徹底します。